

福山市立駅家西小学校 P T A会則

〈 名 称 〉

第一条 本会は、福山市立駅家西小学校 P T A という。

〈 事 務 局 〉

第二条 本会の事務局は、福山市立駅家西小学校（以下「本校」という。）内に置く。

〈 目 的 〉

第三条 本会は、本校児童の健全な成長をはかり、教育環境の整備・充実に協力し、会員相互の研修教育を深め、あわせて親睦をはかることを目的とする。

〈 活 動 〉

第四条 本会は、前項の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- 1, 教育上の諸問題につき互いに研修すること。
- 2, 校外生活の指導に関すること。
- 3, 会員の研修, 教養に関すること。
- 4, 教育環境の整備, 充実にに関すること。
- 5, その他, 本会の目的達成に必要な事項。

〈 会 員 〉

第五条 本会の会員は、次の通りである。

- 1, 本校児童の保護者, または, これに代わる人
- 2, 本校の職員

〈 役員並びに任務 〉

第六条 本会に下記の役員・委員を置き、その任務は次の通りである。

- 1, 会 長（ 1 名 ）本会を代表し、会務を総括する。
- 2, 副 会 長（ 2 名うち筆頭副会長 1 名 ）会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- 3, 幹 事（ 若干名 ）庶務, 会計にあたる。
- 4, 書記（ 2 名 ）会議に関すること。
- 5, 監査委員（ 2 名 ）会計を監査する。
- 6, 部会正副部長（ 6 名 ）及び書記（ 2 名 ）各部の運営を推進する。
- 7, 地域委員（ 若干名 ）地域 P T A 活動を推進するとともに、事業指導の業務を行う。
- 8, 地域正・副委員長（ 1 2 名 ）地域 P T A 活動を推進するとともに、事業指導の業務を行う。
- 9, ~~学年委員（各学級 4 名）~~ 学年部 → ~~学級・学年 P T A 活動の運営を推進する。各学級 2 名~~
~~教養部・広報部各学年 2 名（単学級の場合は各 1 名）~~ → ~~各部の業務。学年 P T A 活動支援~~
- 10, ~~学年正・副委員長（ 1 2 名 ）~~ 学級・学年 P T A 活動の運営を推進するとともに学年部の業務を行う。

〈 役員を選出 〉

第七条 役員を選出方法は、次の通りである。

- 1, 会長, 副会長, 幹事（庶務・会計）, 書記, 監査委員は指名委員会より推薦し、総会で承認する。
- 2, 部会正副部長及び書記は、各部で選出する。
- 3, 地域正副委員長及び地域委員は、各地域で選出する。

~~4, 学年委員は、各学級で選出する。~~

~~5, 学年正副委員長は、学年部の学級委員で相互選出する。~~

〈 顧問及び参与 〉

第八条 本会に顧問並びに参与を置くことができる。

顧問並びに参与の任務及び選出は、次の通りである。

- 1, 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 2, 参与は会長が委嘱し、会長を助け、意見を述べる。

〈 役員任期 〉

第九条 役員任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

並びに、任期が過ぎても、後任者が決まるまでは、その職にあたる。

特別な事由により、任期途中で辞任する場合、後任者は前任者の残期間、その職にあたる。

会長職および副会長職、最終児童の卒業年次の役員はこれに限らない。

また、暫定的に新山地区については、任期を1年とする。

〈 会議 〉

第十条 本会の会議は、総会、全体委員会、評議委員会、運営委員会、本部役員会、部会、~~学年委員長会、学年委員会~~とし、各々その長が招集し、また構成員の三分の一以上の要請があれば、各々の長は、その会を招集しなければならない。

第十一条第1項 総会は、通常年一回以上開き、次の項目を議決する。

- 1, 会務及び役員承認
- 2, 決算承認と予算審議
- 3, 会則変更
- 4, その他必要な事項

第十一条第2項 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

ただし、出席できない場合は、委任状をもって出席にかえることができる。

会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2020年度(令和2年度)以降については、PDFデータ・メールによる議決にする。

第十二条 全体委員会は、会長、~~学年委員~~、地域委員、職員代表で構成し、必要に応じ次の項目を審議するとともに、緊急の場合は、議決する。

- 1, 総会に次ぐ会務に関する事。
- 2, 総会の委任を受けた事項
- 3, その他、必要な事項

第十三条 評議委員会は、会長、学年正・副委員長、地域正・副委員長、職員代表で構成し、次の事項を審議し、決定する。

- 1, 全体委員会の委任を受けた事項。
- 2, その他必要な事項

第十四条 運営委員会は、会長、副会長、幹事、書記、監査、各正・副部長、職員代表で構成し、企画運営を協議、推進する。

第十五条 本部役員会は、会長、副会長、幹事、書記、監査で構成し、企画運営を推進する。

あわせて、主として次の事項を協議する。

- 1, 総会に関する事。
- 2, 会計に関する事。

3,その他,必要な事項

~~第十六条 部会は、教養部、広報部、学年部、地域部に分かれ、その任務は次の通りである。~~

~~1,教養部 学年委員で構成し、会員の研修、教養活動の推進にあたる。(12)~~

~~2,広報部 学年委員で構成し、会員の情報伝達、意見交換活動の推進にあたる。(12)~~

~~3,学年部 学級委員で構成し、学級学年PTA活動の推進にあたる。また、学級懇談(計画、実施、まとめ)や総合学習に関わった(地域ボランティア)りする。さらに、学年正・副委員長の任にあたり必要に応じて世話を学年委員長会、学年委員会、学級委員会の開催をする。(24)~~

~~4,地域部 地域委員、地域正・副委員長で構成し、教育環境整備並びに会員相互の健康、福祉の推進にあたりとともに、児童の育成活動の推進にあたる。学校と地域を結ぶ連絡の任にあたる。(26)~~

~~(学校職員は4部に分かれ、それぞれに所属する。)~~

~~第十七条 学級委員会は、学級活動の運営をはかり、併せて当該学級を代表して全体の組織活動へ参加する。(各学級選出委員2)~~

~~第十八条 学年委員会は、学年活動の運営をはかり、併せて当該学年を代表して全体の組織活動へ参加する。(学級委員長、学級副委員長④→必要に応じて全学年委員が集まる⑧)~~

~~第十九条 学級委員長会は、各学年の学年委員長・学年副委員長で構成し、学年活動等の交流を行い学校全体の活動のバランスや向上を図る。(学年委員長、学年副委員長⑩)~~

※2021度(令和3年度以降)については、教養部、広報部、学年部を1つの部とし、「スクールサポートクラブ」と改名し、希望者で構成し、PTA本部主導のもと、学校PTA活動全体のサポートにあたる。

< 会 計 >

第二十条 本会の運営費は、会費、その他をもって当てる。

第二十一条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

1,会 費 年 額 3,000 円

2,中途転入者は、第2学期転入者 2,000円, 第3学期転入者 1,000円

3,いったん納入した会費は返却しない。

第二十二条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

< 表 彰 >

第二十三条 次の事象が行われた場合は、これを表彰することができる。

1,本会に功労があり、または、模範と認める行為のあった場合、表彰状をおくり表彰する。

2,最終児童の卒業年次に会長職を務めた場合、総会時に感謝状をおくり表彰する。ただし、福山市P連より感謝状、表彰状がある場合は表彰を行わない。

< 慶 弔 >

第二十四条 本校職員の転退職にたいしては記念品料、また、本会員及び本校児童の不幸にたいしては、弔意金を贈る。その方法は細則に定める。

< 特別会計 >

第二十五条 特別会計は、記念行事のための積み立て会計とする。また、その財源は一般会計より毎年一定額繰り入れるものとする。

< 付 則 >

第二十五条を第二十六条に 本会則は、1984年4月27日より実施する。

第二十六条を第二十七条に 本会の運営に必要な細則は別に定める。
 第二十七条を第二十八条に 本会則は、2000年4月21日より一部改定し、実施する。
 第二十八条を第二十九条に 本会則は、2000年4月21日より一部改定し、実施する。
 第二十九条を第三十条に 本会則は、2005（平成17）年4月21日より一部改定し、実施する。
 第三十条を第三十一条に 本会則は、2009（平成21）年4月16日より一部改定し、実施する。
 本会則は、2011（平成23）年4月19日より一部改定実施する。
 本会則は、2012（平成24）年4月20日より一部改定実施する。
 本会則は、2014（平成26）年4月17日より一部改定実施する。
 本会則は、2020（令和 2）年4月20日より一部改訂実施する。
 本会則は、2021（令和 3）年4月 6日より一部改定実施する。
 本会則は、2022（令和 4）年4月 6日より一部改定実施する。
 本会則は、2023（令和 5）年4月 6日より一部改定実施する。

《 駅家西小学校PTA細則 》

- 1, に 地域委員は、全員地域部に所属する。
- 2, に ~~学年委員は、各学年広報部、教養部2名ずつ（単学級は1名）、学年部4名（単学級は2名）とする。~~
- 3, に 指名委員会は、会長、参与、事務局、新旧地域正・副委員長をもって構成する。
- 4, に 副会長は、男女の構成を配慮して選出すること。
 （副会長は各部の担当をする→市P連担当はその経験に応じていずれかの部に属する。）
- 5, に 参与は、校長とする
- 6, に 幹事の内一名は、教頭とする
- 7, に 慶弔額については、別表の通りとする。
 （規定外の特別な場合は、会長が事務局と相談し決定する。）
- 8, に 本細則の改定については、評議委員会または運営委員会において審議決定する。
- 9, に 本細則は1984年4月27日より施行する。
- 10, に 本細則は1997年4月25日より一部改定し、実施する。
- 11, に 本細則は2001年4月21日より一部改定し、実施する。
- 12, に 本細則は2003年4月21日より一部改定し、実施する。
- 13, に 本細則は2004年4月22日より一部改定し、実施する。
- 14, に 本細則は2005（平成17）年4月21日より一部改定し、実施する。
- 15, に 本細則は2008（平成20）年4月17日より一部改定し、実施する。
- 16, に 本細則は2009（平成21）年4月16日より一部改定し、実施する。
- 17, に 本細則は2011（平成23）年4月19日より一部改定し、実施する。
- 18, に 本細則は2013（平成25）年4月19日より一部改定し、実施する。
- 19, に 本細則は2014（平成26）年4月17日より一部改定し、実施する。

記念品料	区 分		金 額
		駅家西小学校職員として在籍2年未満の場合	
	駅家西小学校職員として在籍2年以上の場合		3,000円
弔 意 金	区 分		金 額
	本校児童の死亡の場合		15,000円
	本校児童の保護者（その配偶者含む）死亡の場合		10,000円
	本校職員死亡の場合		15,000円
	本校職員配偶者死亡の場合		10,000円
			そ の 他
			生花
			弔電

ただし、これ以外の記念品料、弔慰金料、お見舞い料他については、PTA及び学校において、その都度協議を行い決定する。